

アーク溶接作業特別教育(学科のみ)について

(労働安全衛生法 第59条、労働安全衛生規則第36条)

アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業は、溶接機の整備不良や操作の誤りなどにより感電災害、火災災害、火傷等の災害が発生しています。このような災害を防止するためにアーク溶接作業の業務に就くときは、アーク溶接装置や作業方法等に関する特別教育を受けることが必要となります。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	アーク溶接等に関する知識	1時間
	アーク溶接装置に関する基礎知識	3時間
	アーク溶接等作業の方法に関する知識	6時間
	関係法令	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義となります。

◎実技教育 10 時間以上(各事業場にてお願いいたします。)

【修了証】

全ての講習を受講されますと、修了証を交付いたします。